

例 言

- 1 本書は、独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所が2015年度におこなった調査研究の報告である。
- 2 本書は、Ⅰ 研究報告、Ⅱ 飛鳥・藤原宮跡等の調査概要、Ⅲ 平城宮跡等の調査概要の3部構成である。Ⅱ・Ⅲは都城発掘調査部がおこなった発掘調査の報告および、過去調査の整理・再検討の報告を補遺として収録した。調査次数は、Ⅱは飛鳥藤原の次数、Ⅲは平城の次数を示す。飛鳥藤原第187次調査、平城第550次調査および、2016年1月以降に開始したその他の発掘調査については、本書では概略にとどめ、より詳しい報告は『紀要 2017』に掲載する予定である。
- 3 執筆者名は、各節または各項の末尾に明記した。発掘調査の報告は、原則的に調査担当者が執筆にあたり、遺物については各研究室・整理室の協力を得た。

- 4 当研究所の刊行物については、以下のように略称を用いている。

『奈良文化財研究所紀要 2015』	→ 『紀要 2015』
『奈良国立文化財研究所年報 2000 - I』	→ 『年報 2000 - I』
『飛鳥・藤原宮発掘調査報告 IV』	→ 『藤原報告 IV』
『平城宮発掘調査報告 X VII』	→ 『平城報告 X VII』
『飛鳥・藤原宮発掘調査概報 26』	→ 『藤原概報 26』
『1995年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』	→ 『1995 平城概報』
『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報 22』	→ 『藤原木簡概報 22』
『平城宮発掘調査出土木簡概報 42』	→ 『平城木簡概報 42』
『文化財論叢 IV 奈良文化財研究所創立60周年記念論文集』	→ 『文化財論叢 IV』
『薬師寺発掘調査報告』	→ 『薬師寺報告』

- 5 発掘遺構は、遺構の種別を示す記号と、一連の番号の組み合わせにより表記する。なお遺構記号については、2011年度の調査報告より変更を加え、『発掘調査のてびき』（文化庁文化財部記念物課、2010）に則り、以下のとおりとする。

S A (塀・柵・土塁)	S I (竪穴建物)	S T (墓・埋葬施設)
S B (建物：竪穴建物以外)	S J (土器埋設遺構)	S U (遺物集積)
S C (廊)	S K (土坑・貯蔵穴・落とし穴)	S W (石垣・防護壁)
S D (溝)	S L (炉・カマド)	S X (その他)
S E (井戸)	S M (盛り土・貝塚)	S Y (竈)
S F (道路)	S N (水田・畑)	S Z (古墳・墳丘墓・周溝墓)
S G (池)	S P (柱穴・ピット)	N R (自然流路)
S H (広場)	S S (礎石・葺石・配石)	

記号の変更により、2010年度以前の調査報告と齟齬をきたす点がある。例えば、竪穴建物は S B、足場を S S としていた。これらは今後あつかう際に、前者を S I、後者を S X とするなど、変更を加えて報告することとしたい。

- 6 本書で用いた座標値は、すべて世界測地系による平面直角座標系第Ⅵ系の数値である。高さは、東京湾平均海面を基準とする海拔高であらわす。2002年4月の改正測量法施行以前の日本測地系の座標値を世界測地系に変換するためには、飛鳥・藤原地域ではX座標に+346.5m、Y座標に-261.6m、平城地域ではX座標に+346.4m、Y座標に-261.3mをそれぞれ加えればよい（ともにマイナス数値のため、Xの絶対値は減少し、Yの絶対値は増加する）。詳細については、『紀要 2005』（22～23頁）を参照されたい。
- 7 藤原宮内の地区区分については、『藤原概報 26』（1996、3頁）を参照されたい。
- 8 藤原京の京域は、岸俊男の12条×8坊説（1坊=4町=約265m四方）をこえて広がることが判明している。本書では、10条×10坊（1坊=16町=約530m四方）の京域を模式的に示した。ただし、混乱を避けるため、条坊呼称はこれまでどおり、便宜的に岸説とその延長呼称を用いている。
- 9 7世紀および藤原宮期の土器の時期区分は、飛鳥Ⅰ～Ⅴとあらわす。詳細については、『藤原報告Ⅱ』（1978、92～100頁）を参照されたい。
- 10 平城宮出土軒瓦・土器の編年は、以下のようにあらわす（括弧内は西暦による略年式）。
軒瓦：第Ⅰ期（708～721）、第Ⅱ期（721～745）、第Ⅲ期（745～757）、第Ⅳ期（757～770）、
第Ⅴ期（770～784）
土器：平城宮土器Ⅰ（710）、Ⅱ（720）、Ⅲ（740）、Ⅳ（760）、Ⅴ（780）、Ⅵ（800）、Ⅶ（825）
- 11 本書の編集は、Ⅰ 中島義晴、Ⅱ 山本 崇、Ⅲ 海野 聡が分担しておこなった。巻頭図版および中扉のデザインは中村一郎が担当した。また、英文目次については、ウォルター・エドワーズ（客員研究員）が校閲した。